

# ヒロシマ革新懇

264号 2月号 2016年2月10日

発行人：平和・民主・革新の日本をめざす広島会の会  
(略称：ヒロシマ革新懇)  
730-0051 広島市中区大手町4-2-27-403  
TEL082-245-2501 FAX082-245-2502  
E-mail hirokaku@c.do-up.com  
HomeP http://www.kakushinkon.org

### ★★★革新懇三つの共同目標★★★

- ① 日本の経済を国民本位に転換し、暮らしが豊になる日本をめざします。
- ② 日本国憲法を生かし、自由と人権、民主主義が発展する日本をめざします。
- ③ 日米安保条約をなくし、非核・非同盟・中立な日本をめざします。

ヒロシマ革新懇の代表世話人会  
3月15日(火) 18:00~  
広島共同センター事務所



広島に来た当初は「避難者とは関

## ひろしまの人 「福島原発ひろしま訴訟」に自らも原告として携わる 弁護士 石森雄一郎さん(36) || 広島市中区東白鳥町

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故後、広島県内へ避難してきた人たちが東電と国の責任を問い、損害賠償を求めて起こした裁判の弁護団に加わって活動している。以前は福島県郡山市の弁護士事務所勤務。震災から2年後、妻の実家のある広島市に移り住み、市内に自身の事務所を開設した。

「避難ではないし、こちらへ来て来たわけでもなかった。弁護士というものは、その土地の人とともに生きて仕事していくものだと思っ

わりたくない。震災や原発事故のことも忘れて生きていきたい」と考え仕事をしていたが、周りがほおっておくわけがなく、この訴訟には準備段階から参画し、提訴にも弁護団の一員だけではなく原告の一人としても加わるようになった。

「福島にいた時は事務所の利益第一で、社会的な活動など一切しなかった。結果的に広島へ来たことが大きな転機。弁護団長の小笠原正景さんに声をかけられたのが直接のきっかけだが、わが身に降り掛かってきた問題なので考えざるをえなかった。集まっている顔ぶれを見るとみんな、思想信条など超えて純粹に取り組んでいる。自分が背を向けるわけにはいかないと覚悟した」

一昨年9月に福島、埼玉、東京からの避難者11世帯28人が原告となつて広島地裁に提訴。訴訟救助の手続きなどに1年かかり、ようやく昨年9月に第1回口頭弁論が開かれた。12月に第2回があり、今年3月9日に第3回が予定されている。

「求めているのは慰謝料。つまり、福島に家を残したまま帰れないというような個別の物的損害ではなく、精神的な損害への償いである。なぜ事故が起きたのか、どこかで予見できなかったのか。そうしたことの解明も必要だが、一番大事なのは原発事故が人の心にどんな影響を及ぼすか。放射能による健康被害はあるかないか、わからないといった状況の

中で、みんなが今、そして将来への不安を払拭できないでいる。これがその損害の本質と考えるからだ」  
第2回口頭弁論では自らも意見陳述に立ち、妻子と離れて暮らした2年間の苦悩、離婚寸前までいった家庭事情も正直に語り、原発事故による被害の根源を裁判官に主張した。

「『今着ている法服に放射性物質が付着したらどうするか』と裁判官に尋ねた。答えはなかったが、私は『洗って着やしない。捨てるでしょ』と言った。それが土地だったら？捨てることのできないから、そこを去るか、とどまるなら忘れるしかない。裁判官にはこの状況をまず想像し、原告に向き合ってほしい」

その訴えは裁判所に対してだけでなく、原告や傍聴人にも発したメッセージであり、加えて当事者よりもより外野で見ている人たちにも言いたかったことだという。

「危険か安全かは問題の根本ではない。境遇や考え方はさまざまでも、避難者みんなに共通しているのは『不安』。とりわけ放射能に対するそれは人間の生活で最大級のものだろう。そこを裁判所に認めさせないといけない。そのためにはみんな、私と同じようにあの事故によって家庭に何が起きたかをしゃべろう。自分たちの損害の根源を言語化して世の中に伝え、理解を広げていかなければ、この裁判は先へ進まない」

(1)